

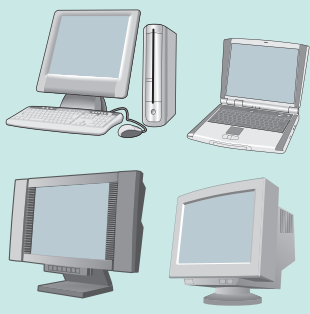
# パソコンのリサイクル

## ～パソコンはごみ集積所には出せません～

資源有効利用促進法により、パソコンのリサイクルが義務づけられています。町では回収できません。リサイクルの方法・手続きは以下のとおりです。

### 対象となる機器

- デスクトップパソコン  
(本体部分のみの場合も含む)
- ノートパソコン
- 液晶ディスプレイ(LCD)
- ブラウン管式ディスプレイ(CRT)



※プリンターは、対象外です。  
P22を参照して出してください。



### ←お確かめくださいPCリサイクルマーク

このマークがついた製品は、新たな料金負担なしで、メーカーが回収・再資源化します。マークがついていない製品は、回収リサイクル再資源化料金を排出時に負担していただきます。

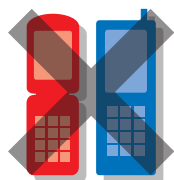
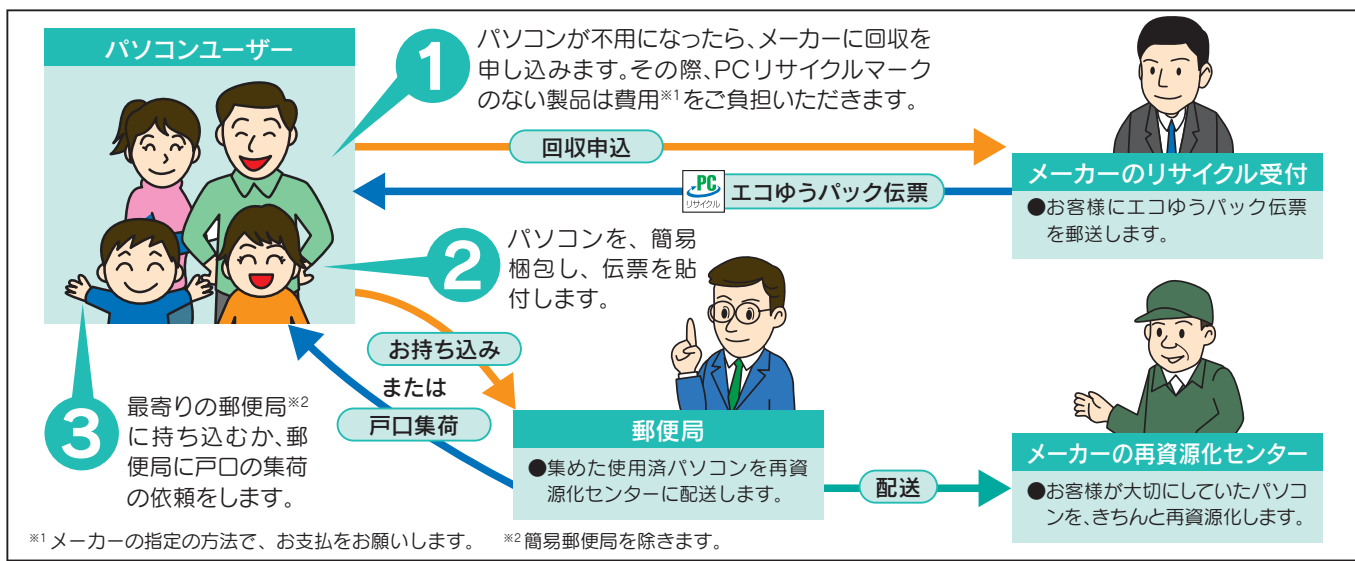
### ◆不用になったパソコンの回収は？

- ①パソコンのメーカーに直接お申し込みください。各社のホームページなどで受付窓口のURLや電話番号、営業時間などをご覧ください。
- ②回収するメーカーがない場合や、自作パソコンの場合は、**パソコン3R推進協会へ問い合わせてください。**  
☎ 03(5282)7685 FAX 03-3233-6091 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

### ◆PCリサイクルマークがついていないパソコンを処分する時の費用は？

回収再資源化料金は、各メーカーが独自に設定します。メーカーのお問い合わせ窓口（ホームページなど）でご確認ください。

### ◆購入店や、中古パソコン取扱店、リサイクル店などに相談することもできます。



# 携帯電話のリサイクル

## ～不用携帯電話も価値ある資源に～



町ではごみ減量・リサイクルを推進するため、携帯電話機の回収・処理を行いません。携帯電話機には、貴金属（金・銀など）やニッケルなどのレアメタル（希少金属）が使われており、産業用の貴重な資源として再利用することができます。不用となった携帯電話機は、**ごみとして出さずに、最寄りの販売店・家電量販店等**にお持ちください。ブランド・メーカーを問わず無料で回収しています。

※50音別品目リストは15～24ページをご覧ください。